

報酬額表

行政書士法第10条の2第1項に基づく報酬額表

事 件 名	報 酬 額	備 考
食品衛生法に基づく営業許可申請	55,000円	
通信販売酒類小売業免許申請	110,000円	
古物商許可申請	55,000円	
化粧品・医薬部外品製造販売業許可申請	165,000円	
飼育動物診療施設開設許可申請	88,000円	
第一種動物取扱業登録申請	33,000円	
公的補助金・助成金の受給申請	55,000円	
著作権登録申請	33,000円	
種苗法に基づく品種登録申請	110,000円	
産業財産権移転登録・専用実施権設定登録申請	33,000円	
地理的表示法に基づく登録申請	110,000円	
合同会社・一般社団法人・一般財団法人・NPO法人設立手続	110,000円	
社会福祉法人設立認可申請	1,110,000円	
障害福祉サービス事業指定申請	165,000円	
医療法人設立認可申請	550,000円	
指定自立支援医療機関指定申請	33,000円	
難病医療費助成指定医療機関指定申請	33,000円	
遺言書の起案・遺産分割協議書の作成	55,000円	
任意成年後見契約に関する調査・起案	55,000円	
電子内容証明作成	22,000円	
契約書作成	33,000円	

そ の 他 の 事 項

1. 交通費・宿泊費は実費とする。
2. 相談業務は1時間あたり5,500円とする。
3. 顧問業務(月額)は依頼者と協議による額とする。
4. 実地調査及び企画指導業務は1時間あたり5,500円とする。
5. 日当は1日あたり44,000円とする。
6. 着手金は依頼人と協議により受領することができる。
7. 立替金(印紙代・証紙代・手数料等)は別途とする。
8. 特に時間を要し複雑のものであって計算を要するものについては、あらかじめ依頼者の承諾を得て、加算した報酬額を受け取ることができる。
9. 依頼者の依頼を受けて書類の作成に着手した後、依頼者の請求により、これを取り止めた場合、又は依頼者の責に帰すべき事由により許認可等を受けることができなかつた場合においても、報酬額を受け取ることができる。
10. 報酬額には、消費税及び地方消費税を含む。

令和 4 年 4 月 18 日



大阪府行政書士会

行政書士 近藤 真里奈

職印

日本行政書士会連合会の定める基本様式